

一 食料、農業及び農村に関する施策について の基本的な方針	二 食料安全保障の動向に関する事項	三 食料自給率その他の食料安全保障の確保に 関する事項の目標
四 食料、農業及び農村に関して、政府が総合的 かつ計画的に講ずべき施策	五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及 び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するため必要な事項	六 前項第三号の目標は、食料自給率の向上その 他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が 図られるよう農業者その他の関係者が取り組む べき課題を明らかにして定めるものとする。
七 基本計画のうち農村に関する部分 については、国土の総合的な利用、整備及び保 全に関する国の計画との調和が保たれたもので なければならない。	八 政府は、第一項の規定により基本計画を定め ようとするときは、食料・農業・農村政策審議 会の意見を聽かなければならない。	九 政府は、少なくとも毎年一回、第二項第三号 の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネ ットの利用その他適切な方法により公表し なければならぬ。
十 とともに、公表しなければならない。	十一 政府は、世界の食料需給の状況その他の食 料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案 し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の 効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごと に、基本計画を変更するものとする。	十二 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更 について準用する。

第二節 食料安全保障の確保に関する 施策 (食料消費に関する施策の充実)

第十八条 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者者の合理的な選択に資するため、食品の製造過程の管理の高度化その他食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第一十九条	国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかるわらす食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備その他必要な施策を講ずるものとする。
第二十条	国は、食品産業が食料の供給において果たす役割的重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他他の食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
二十一一条	国は、国内生産では需要を満たすことができない農産物の安定的な輸入を確保するため、国と民間との連携による輸入の相手国との多様化、輸入の相手国への投資の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
二十二条	国は、農産物の輸入によってこれと競争関係にある農産物の生産に重大な支障を与える、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。
二十三条	国は、肥料その他の農業資材の安定的な輸入を確保するため、国と民間との連携による輸入の相手国の多様化、輸入の相手国への投資の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第二節 農業の持続的な発展に関する 施策 (農産物の輸出の促進)

第二十二条 国は、農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう海外の需要に応じた農産物の輸出を促進するため、輸出を行う産地の育成、農産物の生産から販売に至る各段階の関係者が組織する団体による輸出のための取組の促進等により農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化等の輸出の相手国における需要の開拓を包括的に支援する体制の整備、輸出する農産物に係る知的財産権の保護、輸出の相手国との相手国が定める輸入についての動植物の検疫その他の事項についての条件に関する協議その他必要な施策を講ずるものとする。

二十九条	国は、専ら農業を営む者等による農業経営の展開のため、その経営に従事する者の経営管理能力の向上、雇用の確保に資する労働環境の整備、自己資本の充実の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
二十七条	国は、専ら農業を営む者その他の経営者その他の関係者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにするがために必要な施設を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。
二十八条	国は、農業を営む法人の経営基盤の強化を図るために、その他の関係者と連携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかるわらす食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備その他必要な施策を講ずるものとする。
二十九条	国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を利用して、利用地すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
三十一条	国は、望ましい農業構造の確立による農業生産の基盤の整備及び保全のため、農地の区画の拡大、水田の汎用化及び畠地化、農業用排水施設の機能の維持増進その他農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な見解を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化及び畠地化、農業用排水施設の機能の維持増進その他農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずるものとする。
三十二条	国は、農業の生産性の向上に資するため、生産、加工又は流通の方式の導入の促進、省力化又は多収化等に資する新品种の育成及び導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
三十三条	国は、農産物の付加価値の向上等のため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産、加工又は流通の方式の導入の促進、省力化又は多収化等に資する新品种の育成及び導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(権限)

第五十三条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要な事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百八十一号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産經營の安定に関する法律（昭和四十年法律第二百九号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第二百九十一号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第二百三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第二百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第二百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二百五号）、都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進に関する法律（令和四年法律第三十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。（組織）

第五十四条 審議会は、委員三十人以内で組織す

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

委員は、非常勤とする。

第五十五条 審議会は、その所掌事務を遂行する政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で

ため必要があると認めるときは、関係行政機関

の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明そ

の他必要な協力を求めることができる。

第五十六条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

附 则 **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 農業基本法（昭和三十六年法律第二百二十七号）は、廃止する。

第三条 この法律の施行の際平成十一年における農業基本法（以下「旧基本法」という）。第六条第一項の報告が国会に提出されていない場合には、同項の報告の報告として国会に提出については、なお従前の例によ

る。

第一条 この法律の施行前に旧基本法第六条第一項の規定により同項の報告が国会に提出された場合又は前項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧基本法第六条第一項の規定により同項の報告が国会に提出された場合には、これらの報告は、第十四条第一項の規定により同項の報告として国会に提出されたものとみなす。

第二条 この法律の施行前に旧基本法第七条の規定により同条の文書が国会に提出されていない場合には、同条の文書の国会への提出について

は、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に旧基本法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合又は前

項の規定によりなお従前の例によるものとされ

た旧基本法第七条の規定により同条の文書が国

会に提出された場合には、これらの文書は、第

十四条第二項の規定により同項の文書として國

会に提出されたものとみなす。

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則 第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

三 附則 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

四 附則 (平成一〇年五月一三日法律第三八号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 農業基本法（昭和三十六年法律第二百二十七号）は、廃止する。

第三条 この法律の施行の際平成十一年における農業基本法（以下「旧基本法」という）。第六条第一項の報告が国会に提出されていない場合には、同項の報告の報告として国会に提出については、なお従前の例によ

る。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 (平成一四年一二月四日法律第六号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 農業基本法（昭和三十六年法律第二百二十七号）は、廃止する。

第三条 この法律の施行の際平成十一年における農業基本法（以下「旧基本法」という）。第六条第一項の報告が国会に提出されていない場合には、同項の報告の報告として国会に提出については、なお従前の例によ

る。

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条までの規定は、同

及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

附 则 (平成一五年六月一一日法律第七号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 (平成一七年七月二九日法律第八号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 (平成一八年六月二一日法律第八号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 则 (平成一八年六月二一日法律第八号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 则 (平成一九年六月一六日法律第六〇号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 则 (平成一八年六月二一日法律第八号) **抄**

(施行期日) **抄**

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 则 (平成一八年五月一三日法律第三八号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (平成一〇年五月一三日法律第三八号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (平成二〇年五月一三日法律第三八号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (平成二〇年五月一三日法律第三八号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (平成二〇年五月一三日法律第三八号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (平成二〇年五月一三日法律第三八号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (平成二〇年五月一三日法律第三八号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (平成二〇年五月一三日法律第三八号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (平成二〇年五月一三日法律第三八号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (平成二〇年五月一三日法律第三八号) **抄**

(施行期日) **抄**

(農業基本法の廃止)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 则 (平成一八年六月二一日法律第八号) **抄**

(施行期日) **抄**

一 略

(調整規定)

第十八条 施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

(施行期日) 附 則 (平成三〇年六月二二日法律第六二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和四年五月二日法律第三七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和四年五月二七日法律第五五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和六年六月五日法律第四四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和六年六月五日法律第四四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和六年六月五日法律第四四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和六年六月五日法律第四四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。